「七六一五・一〇	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	無税」

に改める。

別表第八二〇一・二〇号を削る。

別表第八二〇五・八〇号を削り、同表第八二〇五・九〇号を次のように改める。

八二〇五・九〇	その他のもの（この項の二以上の号の製品をセットにしたものを含む。）	無税

別表第八四類の注2中「また、第八四・二四項には、インクジェット方式の印刷機（第八四・四三項参照）を含まない。」を「また、第八四・二四項には、次の物品を含まない。

(a)　インクジェット方式の印刷機（第八四・四三項参照）

(b)　ウォータージェット切断機械（第八四・五六項参照）」に改める。

別表第八四類の号注1中「注5(B)」を「注5(C)」に改める。

別表第八四五二・四〇号を削り、同表第八四五二・九〇号中「ミシン」の下に「用の家具、台、カバー及びこれらの部分品並びにミシン」を加える。

別表第八四・五六項中「機械」の下に「及びウォータージェット切断機械」を加える。

別表第八四・七九項中

「八四七九・六〇	蒸発式空気冷却装置	無税」

を

「八四七九・六〇	蒸発式空気冷却装置	無税」

に改める。

八四七九・七一	旅客搭乗橋	無税
八四七九・七九	空港において使用するもの	無税
	その他のもの	無税」

に改める。

別表第八五類の注1(d)中「第九〇類」を「第九〇・一八項」に改める。

別表第八五〇七・四〇号の次に次の二号を加える。

八五〇七・五〇	ニッケル・水素蓄電池	無税
八五〇七・六〇	リチウム・イオン蓄電池	無税

別表第八五・二二項中「から第八五・二一項まで」を「又は第八五・二一項」に改める。

別表第八五・二三項中

「八五二三・四〇	光学媒体	無税」

を

「八五二三・四一	光学媒体 記録してないもの	無税
八五二三・四九	その他のもの	無税」

に改める。

別表第八五二八・七三号中「白黒その他の」を削る。

別表第八五四〇・一二号中「白黒その他の」を削り、同表第八五四〇・四〇号中「ディスプレイ管」の下に「（モノクロームのものに限る。）及びデータ・グラフィックディスプレイ管」を加え、同表第八五四〇・五〇号及び第八五四〇・七二号を削る。

別表第八七・一四項中

「八七一四・一一	モーターサイクル（モペットを含む。）のもの	無税
八七一四・一九	サドル	無税
	その他のもの	無税」

を

「八七一四・一〇	モーターサイクル（モペットを含む。）のもの	無税」

に改める。

「九〇〇七・一一	撮影機 幅が一六ミリメートル未満のフィルム又はダブル八ミリメートルフィルムを使用するもの	無税
九〇〇七・一九	その他のもの	無税」

を

別表第九〇・〇七項中

「九〇〇七・一〇	撮影機	無税」

に改める。

別表第九〇・〇八項を次のように改める。

九〇・〇八	投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）	
九〇〇八・五〇	投影機、引伸機及び縮小機	無税
九〇〇八・九〇	部分品及び附属品	無税

別表第九一・〇九項中

「九一〇九・一一	電気式のもの 目覚まし時計のもの	無税
九一〇九・一九	その他のもの	無税」

を

「九一〇九・一〇	電気式のもの	無税」

に改める。

別表第九一一四・二〇号を削る。

別表第九二・〇五項を次のように改める。

九二・〇五	吹奏楽器（例えば、鍵盤のあるパイプオルガン、アコーディオン、クラリネット、トランペット及びバグパイプ。オーケストリオン及びバーバリアオルガンを除く。）	
九二〇五・一〇	金管楽器	無税
九二〇五・九〇	その他のもの	無税

別表第九三・〇一項中

「九三・〇一	軍用の武器（けん銃及び第九三・〇七項の武器を除く。）	一二・八％
九三〇一・一一	火砲（例えば、大砲、曲射砲及び迫撃砲） 自走式のもの	一二・八％
九三〇一・一九	その他のもの	一二・八％」

を

「九三・〇一	軍用の武器（拳銃及び第九三・〇七項の武器を除く。）	
九三〇一・一〇	火砲（例えば、大砲、曲射砲及び迫撃砲）	一二・八％」

に改める。

別表第九三・〇五項中

「九三〇五・二一	第九三・〇三項の散弾銃又はライフルのもの	六・六％
九三〇五・二九	散弾銃の銃身	六・六％
	その他のもの	六・六％」

を